

第十五号議案

江戸川区民センター条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年二月二十日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

江戸川区民センター条例の一部を改正する条例

江戸川区民センター条例（昭和四十年十月江戸川区条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「運営」を削り、「ことを目的」を「もの」に改める。

第二条中「区民の」を「江戸川区民の」に、「と文化」を「及び文化」に、「三十八番」を「三八番」に改める。

第三条第一号中「施設」を「区民センター」に改め、同条第二号中「施設を利用しての」を削り、「及び生活と」を「並びに生活及び」に改め、同条第三号中「区長」を「江戸川区長（以下「区長」という。）」に、「こと」を「事業に関すること」に改める。

第五条中「施設に」を削る。

第六条中「区民センター」を「、区民センター」に、「あてはまる」を「該当する」に改め、同条第三号中「前二号のほか」を「その他」に改める。

第七条第二項中「付帯設備及び器具並びに」を「区民センターの付帯設備及び」に改め、同条第四項中「減額又は」を「減額し、又は」に改める。

第八条中「納めた」を「納付した」に、「還付しない」を「、還付しない」に改める。

第九条の見出しを「（利用承認の取消し等）」に改め、同条中「あてはまる」

を「該当する」に、「その利用条件を変更し」を「利用の承認を取り消し」に、「停止し」を「制限し」に、「利用の承認を取り消す」を「停止する」に改め、同条第一号中「、この条例」を「この条例」に、「規定」を「規程」に改め、同条第二号中「又は、利用」を「に反し、又は利用の」に改め、同条第四号中「前三号のほか、」を「その他」に、「必要」を「特に必要」に改める。

第十条第一項中「終わった」を「終わった」に、「又は」を「、又は」に、「停止されたとき」を「停止され」に、「前条の規定による利用」を「利用の」に改め、同条第二項中「ことができる」を削る。

第十一条の見出し中「譲渡等」を「譲渡」に改める。

第十二条中「及び」を「若しくは」に、「き損し」を「毀損し」に改める。

第十五条中「の各号」を削る。

別表くつろぎの間の項を削る。

付 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(説明)

る 江戸川区民センターのくつろぎの
の で、本案を提出いたします。
間を廃止するほか、規定を整備する
必要があ